

晴嵐館館則

(趣旨)

第1条 この館則は、晴嵐館の展示公開事業（以下「美術館」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 公益財団法人晴嵐館（以下「晴嵐館」という。）は、美術館を、愛知県江南市大海道町青木22番地に設置する。

(事業)

第3条 美術館は、次の事業を行う。

1. 書道関連資料の収集、保管、展示
2. 書道関連資料の調査、研究
3. 展示施設の活用
4. その他書道関連資料に関するこ

(休館日)

第4条 美術館の休館日は、木曜日、8月12日から18日、12月29日から翌年1月4日までの日とする。

2 館長は、前項に定めたもののほか、陳列替えその他特に必要があると認めるときは、これを変更し、または臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第5条 美術館の開館時間は、午前10時から午後4時までとする。ただし、入館受付は、午後3時30分までとする。

2 館長は、前項に定めたもののほか、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(職員及び職務)

第6条 美術館に、次の各号に掲げる職員を置く。

1. 館長
 2. 学芸員
 3. 主事
- 2 館長は、美術館の管理運営に関する事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
- 3 学芸員は、上司の命を受けて担当事務及び学芸に関する職務に従事する。
- 4 主事は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

(名誉館長及び顧問)

第7条 美術館に、名誉館長1人及び顧問若干名を置くことができる。

2 名誉館長及び顧問は、美術館の運営に関して、必要に応じ、助言及び協力をを行うものとする。

3 名誉館長及び顧問は、晴嵐館代表理事が委嘱する。

(観覧券の交付)

第8条 美術館に入館し、資料を観覧しようとする者は、別表に掲げる額の入館料を納付しなければならない。

2 館長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、入館料を増額または減額できるものとする。

(入館者の遵守事項)

第9条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1. 施設、設備及び展示資料を損傷しないこと
2. 館内の秩序を乱さないこと
3. 所定の場所以外において、飲食や喫煙等の行為をしないこと
4. 許可を得ないで、博物館の資料の撮影や模写等をしないこと
5. 他人に危害を及ぼし、もしくは迷惑となる物品の携帯や動物類の運行はしないこと
6. その他職員の指示に従うこと

(資料の貸出し)

第10条 美術館資料は、晴嵐館理事会の承認を得て、貸し出すことができる。

(資料の寄贈)

第11条 美術館は、資料の寄贈を受けることができる。

2 美術館に資料を寄贈しようとする者は、寄贈申込書により、晴嵐館代表理事の承認を受けなければならない。

3 美術館は、資料を寄贈した者に対し、資料受領書を交付するものとする。

(資料の借用)

第12条 美術館は、展示、調査研究等の資料とするため、資料を借用することができる。

2 資料を借用しようとするときは、当該資料の所有者（以下「所有者」という。）へ資料借用依頼書により申し込み、所有者から承諾書を得るものとする。

3 美術館は、借用した資料（以下「借用資料」という。）の引き渡しを受けたときは、所有者に借用書を交付するものとし、返還したときは、受領書を得るものとする。

4 借用資料の受け入れ及び返還する際の輸送等に要する経費は、美術館の負担とする。

(防災及び警備)

第13条 館長は、美術館の防災及び警備の計画を作成し、その職務を遂行しなければならない。

(補則)

第14条 この館則に定めるもののほか必要な事項は、晴嵐館理事会または美術館が別に定める。

附則 この館則は、令和7年5月4日から施行する。

別表

	入館料
ひとり（小学生以上）	300円
保護者同伴の小中学生	無料
20名以上の団体	2割引き（ひとり240円）